

酒類ガイドライン遵守推進本部だより



平成 21年 5月 15日  
全国卸売酒販組合中央会  
酒類ガイドライン遵守推進本部

## 「酒の文化(2)」

委員 栢 正一

—昨年3月「ほろにが」91号で「酒の文化」について書きました。今回はその続編を書くことにしました。

前回指摘しましたように、人々の酒の飲み方もずいぶん変わりました。戦後の乱飲乱酔の飲酒時代から、団塊の世代が、酒の飲み手として登場すると、豊富に登場した酒類を自分流の「酒の飲み方」で飲むようになりました。当然売れる酒も変化しました。

飲み手の世代交代が進むと、酒を飲む意識も大きく変わりました。レジャーも多種多様に広がり、IT社会では生活の中に占める飲酒の機会も減りました。かてて加えて世の中少子高齢化による人口減少社会に突入し、飲酒人口も減少しました。

酒類業界に携わるものとして、これからの日本人の「酒の飲み方」はどのように変わっていくのか、注意深く見守っていかなければいけないと思います。と書きました。

お国が変われば、酒も変わりますが、世界に視点を向けますと、お酒を積極的に飲むのか、飲まないのかという問題は「国」によって、「民族」によって、「宗教」によって、かなり違うようであります。所変われば様々な「酒の文化」が世界にあります。

禁酒や規制の問題は世界の国々や民族によって討議の対象となってきました。歴史的にもっとも有名な禁酒は、アメリカの1919年から1933年の禁酒法の時代です。過去を振り返って、アメリカの禁酒法ほど厳しいものは他に例がありません。

アイスランド、デンマーク、スウェーデン、フィンランドでも同じような禁酒法を実験的に実施しましたが、禁酒法がうまく機能しなかったことは、厳然たる事実でありました。

禁酒はイスラム社会ではスムーズに受け入れられ、効力を発揮していますが、イスラム社会以外ではあまりスムーズには実施されていないようです。

イスラム社会では禁酒は基本ですが、コーランの教えを厳粛に貫いているのは、数カ国に過ぎません。いろいろな理由があつて、イスラム信者でも、エジプト人、あるいはカメルーン人は他の宗教の信者よりもお酒を飲みますし、イスラエルのイスラム教を信じている若者たちは、ユダヤの若者たちよりもお酒を飲んでいるそうです。

現在のサウジアラビア、アフガニスタン、パキスタンでは飲酒は法律的に禁止されています。当然のことながらイスラム教国家のパキスタンでは、公の場での飲酒は禁止されておりまして、レストランにお酒は一切置いていません。然し不思議なことにパキスタンには約 150 年の歴史を誇り、今も繁盛している酒類のメーカーがあることを先日の新聞記事により知りました。

それによると、「イスラム教徒でも禁酒法制定前はみんな自由に酒を飲んでた。それが社会の表舞台から姿を消しただけで、今でも全国にたくさんの愛飲家がいるのさ」と地元退役軍人が語って教えてくれたと、新聞記事に出ておりました。イスラムの人達にとってはお酒を仕入れる特別のルートがあり、飲酒を楽しんでいる人はかなり多いようであります。

キリスト教でも、プロテスタントの様々な宗派では禁酒が行われており、バプティスト派、メソジスト派、モルモン派などの禁欲的で福音主義的なプロテスタントが禁酒を標榜しています。

お酒は物質的な欲望と快樂に繋がるものとして許されないとの事です。

禁酒の多くは宗教的理由からきている場合が多いのですが、犠牲的な動機でなく道徳的確信から禁酒する人たちも多いようです。最近このような精神的抑制により禁酒する人達が、世界でも増加しているようです。

その他様々な理由から、飲酒を控える人たちがいます。福岡の飲酒事故を契機にして、わが国でも飲酒運転を厳しく取り締まる法律が施行されました。世界的にも、公共機関の危険を回避するために、バス、電車の運転手、パイロットなどは業務前の一定時間の飲酒は法律的に禁じられております。

このように「禁酒」「節酒」の問題は世界の各国において取り上げられており、飲酒行動に制限が加わっております。

アメリカでは、公共の健康問題に対する道徳、宗教的な観点から個人的節酒運動が起こっております。

世界保健機構ヨーロッパ支部では、アルコール飲酒量の減少を長期の目標として掲げております。健康のための「ヨーロッパ戦略目標 17 項」に、この 20 年間にアルコール消費量を 25%削減しましょうとあります。

このようにアルコールの多量飲酒は人間の健康問題に深くかかわるとして、世界の先進諸国ではアルコールの消費量を押さえる傾向があるようです。

このような趣旨にしたがって世界の国々の当局は、酒税を高くしたり、飲酒年齢を上げたり、酒類販売所を減らしたり、ラベル表示にお酒に起因する害を明示させたり、広告を自粛させたりしております。

日本では規制緩和の流れに従って、現在酒類の小売販売免許の付与要件は人的要件のみという、実質的な自由化の時代に突入し、酒類の販売規制はほとんど無く、野放しに等しい状態であります。

昨年「ほろにが」105号に書いたように、アメリカは酒類販売に関しては州による許認可(免許)制度が実施されております。

全米の18州はコントロール州と呼ばれ、酒類販売が州政府によってコントロールされております。これらの州では、酒類販売が州の経営する小売店に限定され、あるいは個人経営が許可される場合でも、州の直営小売店の価格を下回ってはけないとの規定があるようです。

英国に於いても、近年アルコールに絡む犯罪が急増し社会的な問題になっております。政府は昨年犯罪の抑制につながるとして、酒税の引上げを決めました。飲酒に絡んだ犯罪が多くなり、「二十四時間のアルコール販売免許が英国を不安定にしている」として、が販売規制の強化を求めています。

詳細は前掲の「ほろにが」105号に譲るとして、先進諸国では酒類販売に色々と規制を施しております。

米国で起きた金融市場の破綻は、百年に一度といわれる大不況を起こし、世界を大混乱に巻き込みました。米国での行き過ぎた金融業界の規制緩和は、諸悪の根源だとして、国際的な銀行監督体制の枠組の構築など、金融に深くかかわる機関に対する規制の一層の強化を諮っております。

規制緩和の行き過ぎた日本の酒類業界の指導・監督を強化することは、未成年者飲酒防止やアルコール過剰摂取による健康への悪影響を排除する観点からも、また飲酒に絡む犯罪を防止するために、必要な措置だと思います。

アルコール販売の規制強化は、世界先進諸国の一貫した一つの流れだと思います。関係当局の皆様のご理解をお願い致します。

## ○ 平成21年4月ビール及び発泡酒等の出荷状況

(単位:kℓ・%)

区分 期間	4月			1～4月		
	当月数量	前年数量	前年比	本年数量	前年数量	前年比
ビール	256,163	245,666	104.3	811,055	871,783	93.0
発泡酒	108,363	126,801	85.5	372,323	439,180	84.8
小計	364,526	372,467	97.9	1,183,378	1,310,963	90.3
新ジャンル	148,917	110,002	135.4	485,950	370,223	131.3
計	513,443	482,469	106.4	1,669,328	1,681,186	99.3